たつの市立地適正化計画

平成 29 年 3 月

兵庫県　たつの市

＜ 目 次 ＞

第1章 目的と位置づけ

1 計画策定の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（1）計画策定の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（2）立地適正化計画とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 計画の前提 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（1）対象となる計画区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（2）計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（3）上位・関連計画の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（4）計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（5）計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 市の現状、将来見通し及び課題

1 市の現状、将来見通し及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（1）市の人口の現状、将来見通し及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（2）地域別の人口の現状、将来見通し及び課題 ・・・・・・・・・・・・・ 12
（3）交通の現状、将来見通し及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
（4）都市機能の現状、将来見通し及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（5）土地利用等の現状及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（6）災害の現状及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（7）財政の現状、将来見通し及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（8）市民意向調査の結果及び課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第3章 立地適正化計画における基本的な方針

1 上位計画・重要な関連計画における方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（1）第2次たつの市総合計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
（2）たつの市都市計画マスタープラン ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
（3）たつの市地域公共交通網形成計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

2 立地適正化計画における将来目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

３　立地適正化計画における目指すべき都市構造 ・・・・・・・・・・・・・・46

４　立地適正化計画における都市づくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・48

５　地域別のまちづくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
（１）龍野地域のまちづくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
（２）新宮地域のまちづくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
（３）揖保川地域のまちづくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
（４）御津地域のまちづくりの方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第4章　誘導区域の設定について

１　立地適正化計画で定める区域及び誘導施設について ・・・・・・・・・・53
（１）立地適正化計画によるまちのイメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
（２）誘導区域及び誘導施設の設定手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
（３）区域設定に当たって留意すべき事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

２　都市機能誘導区域について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
（１）国の都市機能誘導区域の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
（２）本市の都市機能誘導区域の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
（３）都市機能誘導区域の設定方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
（４）各地域における都市機能誘導区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・ 60
（５）各地域における都市機能誘導区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

３　誘導施設について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
（１）国の誘導施設の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
（２）本市の誘導施設の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
（３）本市において検討を要する誘導施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
（４）誘導施設の地域別の立地状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
（５）誘導施設の設定方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（６）各地域における誘導施設の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

４　居住誘導区域について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
（１）国の居住誘導区域の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
（２）本市の居住誘導区域の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
（３）居住誘導区域の設定方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
（４）各地域における居住誘導区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
（５）各地域における居住誘導区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

第5章　計画の推進に関する事項

1　誘導施策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
（1）市が取り組む施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
（2）国の支援を受けて市が行う施策・国が行う施策・・・・・・・・・・94
（3）誘導に向けた主な関連計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96

2　計画の推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
（1）計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
（2）目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
（3）都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築等の届出・・104
（4）計画の進捗管理と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106

参考資料

用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107

第１章　目的と位置づけ

１　計画策定の背景と目的

（１）計画策定の背景と目的

少子高齢化の進展や、都市機能の郊外移転により、既成市街地における商業機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めがかからない状況となっています。

このような中、国においては、平成 26 年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法を制定し、都市全体の構造を見渡しながら、居住や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それに連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進しています。

また、新たに市町村においては都市再生基本方針に基づき「立地適正化計画」を策定することが求められています。

「立地適正化計画」は、改めて都市全体の構造を見直すことで、高齢者をはじめとする住民が公共交通を利用し、医療・福祉施設、商業施設及び金融機関等の生活利便施設に容易に行き来することができる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指すものです。また、生活利便施設が集約している周辺に居住を誘導し、人口密度を維持することで人口減少が進行する中においても持続可能なまちづくりを実現するための計画です。

本市においても、市街地において人口減少による低密度化が進み、利用者が減少することで今まで身近に利用することができた医療・福祉施設、商業施設及び金融機関や公共交通等の日常生活に必要な利便施設を維持することが困難になることが予想されます。また、厳しい財政状況下においても道路、上下水道、公共建築物等の都市施設の老朽化に伴う対応にも取り組んでいかなくてはなりません。

そのため、今後は、居住や都市機能の集約による「密度の経済」の発揮を通じて、住民の生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの具体的な行政目的の達成に向け、コンパクトで持続可能なまちづくりを実現することが必要です。

そこで、平成 27 年 12 月に改定した「たつの市都市計画マスタープラン」を都市計画の長期的な展望、都市づくりの総合的な指針として踏まえ、その一部として「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の形成を推進するための「立地適正化計画」を策定し、将来においても持続可能なまちづくりの実現に取り組むものです。

（２）立地適正化計画とは

■立地適正化計画の趣旨

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する計画（都市計画法に基づく都市計画マスタープランの一部）です。

人口減少・少子高齢化が進む中、高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活を確保し、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、また経済面・財政面で持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、災害に強いまちづくりの推進等が求められます。

そのためには、都市全体の構造を見直し、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、地域交通の再編との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進が不可欠です。

「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりとは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が徒歩や拠点間を結ぶ公共交通により、生活サービスにアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する多極ネットワーク型のコンパクトシティを形成することです。

都市機能の維持・確保や居住の誘導は、短期間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべきものであり、また、居住の誘導等を推進する際には、市町村内の主要な中心部のみに誘導しようとするのではなく、市町村合併の経緯や市街地形成の歴史的背景等も踏まえ、合併前の旧市町の中心部などの生活拠点も含めて誘導することが重要です。さらに、農業等の従事者が旧来の集落に居住し続けることも当然であり、全ての者を居住誘導区域に誘導することを目指すべきではないことに留意する必要があります。

【立地適正化計画のイメージ】

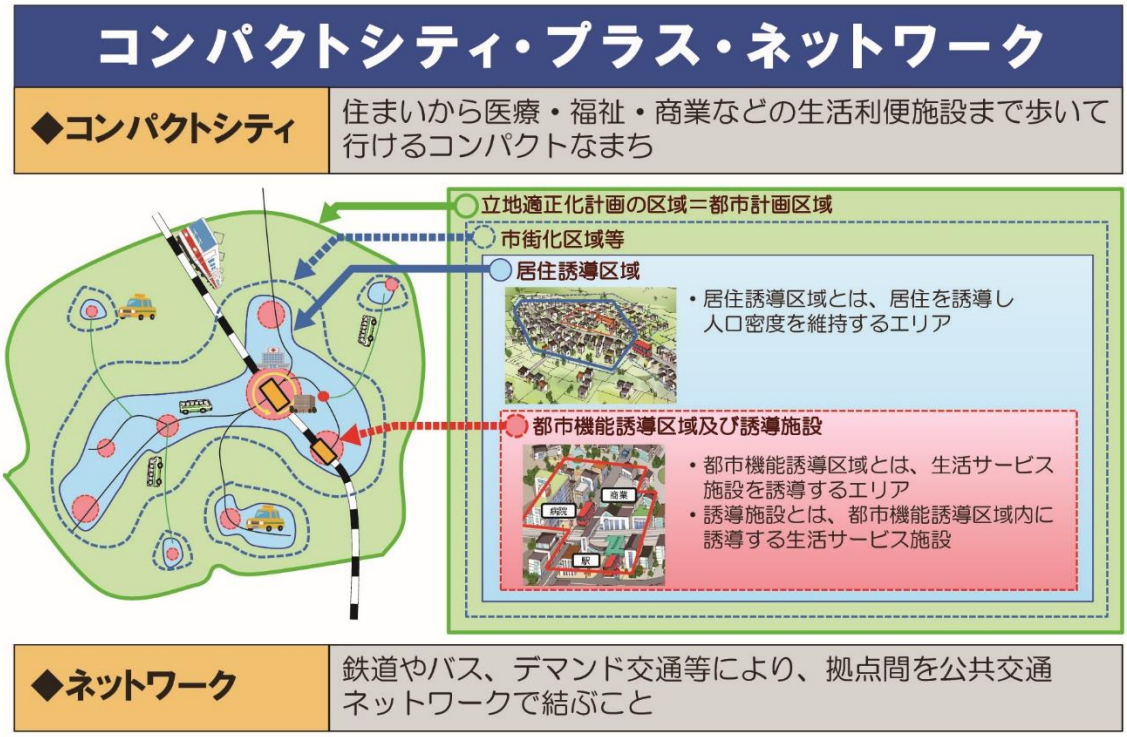

■計画に定めるべき事項

立地適正化計画では、計画で対象とする区域や基本的な方針を記載するほか、居住や都市機能を誘導する区域、及びこれらを誘導するための施策等を記載することとなっています。

【都市再生特別措置法第８１条第２項】

２　立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一　住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

二　都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

三　都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

四　都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項

イ　誘導施設の整備に関する事業

ロ　イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業

ハ　イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業

五　第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項

六　前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

２　計画の前提

（１）対象となる計画区域

立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域全域とすることが基本となります。

本市には、「中播都市計画区域」及び「西播磨高原都市計画区域」がありますが、本計画については、「中播都市計画区域」のみを対象とします。

「西播磨高原都市計画区域」については、本市、上郡町及び佐用町の１市２町にまたがっており、これらの自治体と連携・協力を図りながら、広域的な都市機能の充実を図っていく必要があるため、本計画の区域には含めていません。

今後、関係する自治体と連携し、まちづくりを進める際には、広域的な立地適正化の方針を定めるとともに、「立地適正化計画」の見直しを行い、本計画の区域に含めることとします。

【計画対象区域図】

（２）計画の位置づけ

本計画は、市が都市全体を見渡して作成する、居住や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する計画であり、都市計画マスタープランの一部とみなされます。また、「第２次たつの市総合計画」や「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」といった上位計画に即して策定された「たつの市都市計画マスタープラン」が示す将来の都市像や都市づくりの基本目標、将来の都市構造を踏まえ策定します。さらに、国が推奨する多極ネットワーク型コンパクトシティを形成するためには、「たつの市都市計画マスタープラン」に示されている「コンパクトな市街地及び公共交通ネットワークの考え方」に基づくまちづくりが必要不可欠であるとともに、公共交通・公共施設再編関連計画、人口関連計画、子育て・福祉関連計画、防災・環境関連計画など多様な分野の計画や中播磨圏域での広域関連計画と連携する必要があります。

【立地適正化計画の位置づけ（相関図）】

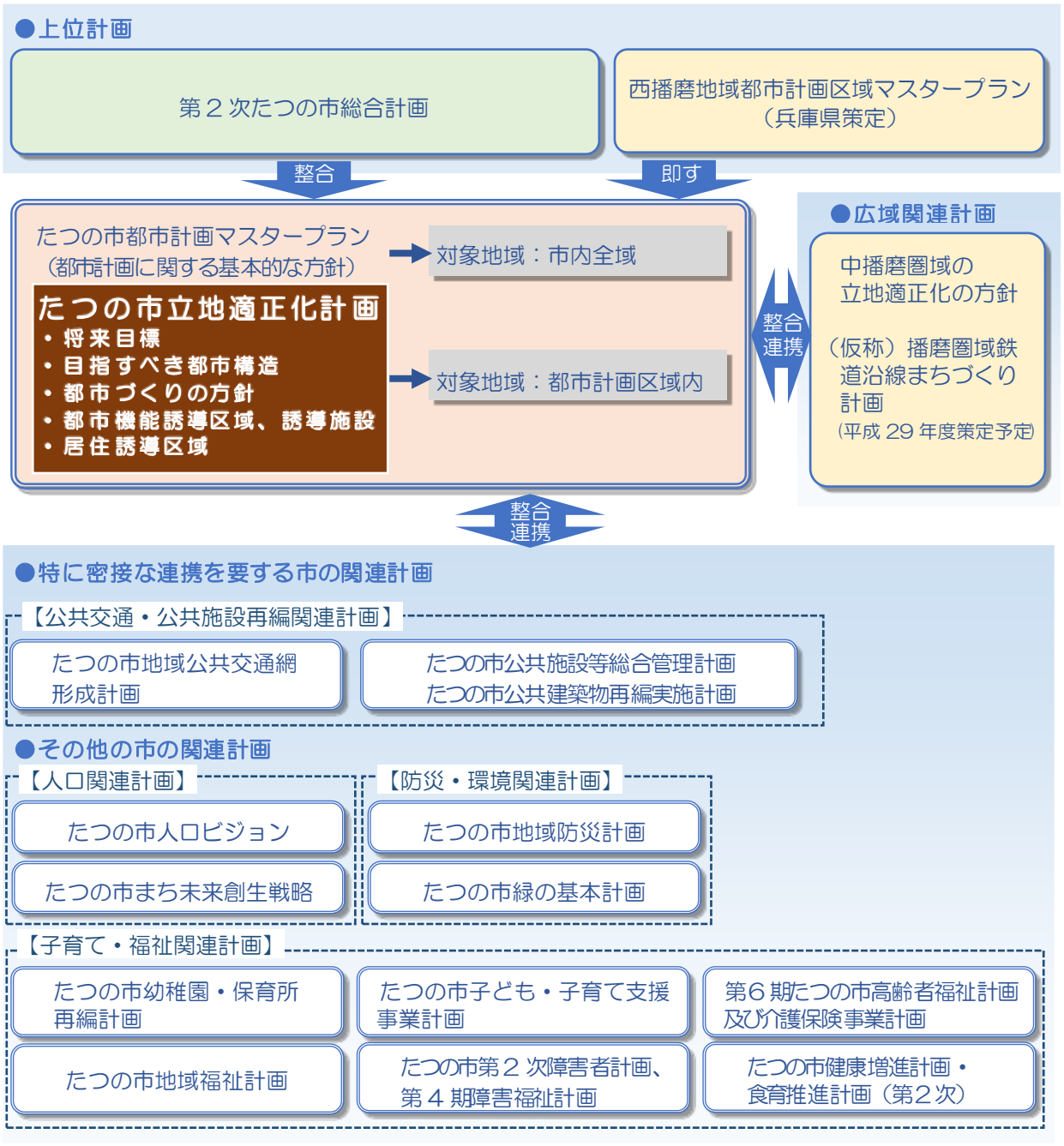

（３）上位・関連計画の概要

分類		名称	策定年月	内容
上位計画		第２次たつの市総合計画	平成２９年３月	本市の最上位計画で、「目指すまちのすがた」を明らかにし、市民・行政・関係団体・企業等のすべての主体が共有・協働し取り組むまちづくりの基本的な指針を示した計画
		西播磨地域都市計画区域マスタープラン	平成２８年３月	都市計画法第６条の２に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として兵庫県が定める計画
主体となる計画		たつの市都市計画マスタープラン	平成２７年12月	都市計画の観点から長期的な視点に立って、都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を明らかにし、都市づくりの総合的な指針を示した計画（立地適正化計画は、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部になります）
広域関連計画		中播磨圏域の立地適正化の方針	平成２９年３月	鉄道沿線を軸として、必要な高次都市機能（拠点病院・大規模商業施設・文化ホール等）を分担・連携し、広域的な地域の活性化と効率的な施設配置を図るため、周辺の市町で横断的に策定する方針
		（仮称）播磨圏域鉄道沿線まちづくり計画	平成３０年３月予定	中播磨圏域の立地適正化の方針に基づき、連携市町での役割分担や、具体の推進方策等を定め、広域的な地域の活性化や効率的な施設配置を推進するための計画
特に密接な連携を要する市の関連計画	公共交通・公共施設再編	たつの市地域公共交通網形成計画	平成２９年３月	通院や買い物等の日常生活における移動を支える手段として、鉄道や路線バス、コミュニティバス等の公共交通が重要な役割を担うことから、公共交通の整備に関する方向性を示し、市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築・維持することを目的として策定する計画
		たつの市公共施設等総合管理計画（たつの市公共建築物再編基本方針を改定）	平成２９年３月	公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）の老朽化が進んでいることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って施設の適正配置と長寿命化、有効活用を図り、健全で持続可能な施設運営を推進する計画
		たつの市公共建築物再編実施計画	平成２８年３月	「たつの市公共施設等総合管理計画」に基づき、基本方針をもとに施設の維持補修や更新、配置のあり方を検討し、施設の再編を計画的に進めるため、施設ごとの方向性を示した計画

分類		名称	策定年月	内容
その他の市の関連計画	人口	たつの市人口ビジョン	平成２７年１０月	本市における人口動向などの分析を行いながら、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した計画
		たつの市まち未来創生戦略	平成２７年１０月	本市の財産である人・文化・歴史・産業・自然の地域資源を最大限に活かしながら人口減少を克服し、まち・ひと・しごとの創生による地域の好循環を生み出すための戦略
	子育て・福祉	たつの市幼稚園・保育所再編計画	平成２８年３月	多様な保育ニーズに応えられるよう充実した保育サービスの提供を目指し、施設の規模・設置位置・サービス内容等について、具体的な検討を進める際の指針を示した計画
		たつの市子ども・子育て支援事業計画	平成２７年３月	就学前児童の平等な教育・保育及び子育て支援を確立するために、市内の幼稚園・保育所を再編し、幼保連携型認定こども園の整備を推進する計画
		第６期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	平成２７年３月	老人福祉法及び介護保険法で定められる計画で、高齢者福祉計画は、本市の高齢者福祉に関する総合的な計画であり、介護保険事業計画は、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、３年を１期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画
		たつの市地域福祉計画	平成２５年３月	地域での支え合いや助け合いといった、地域全体の福祉ネットワークの構築に向けて、市民、福祉団体、福祉施設関係者等が、それぞれの役割の中で、お互いが力を合わせる関係をつくり、地域で支えるしくみづくりをめざすとともに、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明示する計画
		たつの市第２次障害者計画・第４期障害福祉計画	平成２４年３月・平成２７年３月	「障害者基本法」に定められる計画で、障害のある人への施策を推進するための基本理念と目標を定めた計画
		たつの市健康増進計画・食育推進計画（第２次）	平成２６年３月	「健康増進法」、「食育基本法」に定められる計画で、本市の健康づくりや食育に関する施策・事業を進めるための計画
	防災・環境	たつの市地域防災計画	平成２６年度改定版	「災害対策基本法」に定められる計画で、市における災害対策に関して、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るために定めた計画
		たつの市緑の基本計画	平成２７年１２月	「都市緑地法」に定められる計画で、中長期的な視点から定める緑に関する総合的な計画で緑豊かなまちづくりを計画的に進めるための指針

（４）計画期間

立地適正化計画は、都市構造の再構築など、長期的なまちのあり方を定める計画であり、計画期間を平成 29 年度（2017 年）から平成 52 年度（2040 年）までとします。

計画期間：平成 29 年度（2017 年）から平成 52 年度（2040 年）まで

（５）計画の構成

本計画は、以下の内容で構成しています。

「第２章　市の現状と将来見通し及び課題」では、人口、交通、都市機能などの現状と将来動向を踏まえた分析結果と課題を示しています。この現状や課題、上位・関連計画を踏まえ「第３章　立地適正化計画における基本的な方針」では、計画の将来目標や目指すべき都市構造、都市づくりの方針等を定め、「第４章　誘導区域の設定について」では、本市における都市機能誘導区域、居住誘導区域等を示しています。そして「第５章　計画の推進に関する事項」では、計画の推進に向けた誘導施策や、推進方策として目標値の設定、進捗管理などを示しています。

■第１章　目的と位置づけ
１　計画策定の背景と目的
２　計画の前提

↓

■第２章　市の現状、将来見通し及び課題
１　市の現状、将来見通し及び課題

↓

■第３章　立地適正化計画における基本的な方針
１　上位計画・重要な関連計画における方向性
２　立地適正化計画における将来目標
３　立地適正化計画における目指すべき都市構造
４　立地適正化計画における都市づくりの方針
５　地域別のまちづくりの方針

↓

■第４章　誘導区域の設定について
１　立地適正化計画で定める区域及び誘導施設について
２　都市機能誘導区域について
３　誘導施設について
４　居住誘導区域について

↓

■第５章　計画の推進に関する事項
１　誘導施策等
２　計画の推進方策